



とよなか人権文化まちづくり協会

第15号(2007年6月)

な い よ う

このごろ「戒」	2
このごろ「継続的相談事業を振り返って...」	3
特集「いま、豊中では...『就労と教育の現場から』」	4
その(1)地域就労支援事業	5
その(2)進路選択支援事業	10
楽遊ガイド「大阪のおばちゃんの声聞いてみました」	12
蛍池地域から「姫路市指定重要無形文化財『別所西獅子舞』体験学習会」	14
豊中地域から「夏まつり『差別・人権』をキーワードに人とのつながりを...」	15
報告「第2回部落問題は今、研究会」より	16
資料室だより	19
あとがき	20

このごろ

「戒」

【村上 茂之(評議員)】

日々運動にいそしむ高齢者が増えてきた。私が住む街の中でも、朝夕ジョギングをしている高齢者をよく見かけるようになってきた。またスポーツジムに通う人々の多くが初老期の高齢者だという話もよく聞く。

こうした現象は、「自らの健康は自らの努力により確保する」といった考え方が普及してきたためだろうか。

いま国では「介護保険制度」(2000年度)や「障害者自立支援法」(2006年)、後期高齢者医療制度(2008年度)の施行など、社会福祉制度基礎構造改革や医療制度改革が実施され、サービスが保険サービスとして再生しつつある。われわれは保険料、医療や介護などサービス利用料の負担など、昔に比べると極めて高額な費用負担を強いられるようになってきた。



手は震う 足はよろつく 歯は抜ける 耳は聞こえず 目は疎くなる
 聞きたがる 死にともながる 寂しがる 心は曲がる 欲ふかくなる
 くだくなる 気短くなる 愚痴になる でしゃばりたがる 世話やきたがる
 またしても 同じ話に 子を誉める 達者自慢に 人は嫌がる
 戒老の唄＝仙崖和尚＝

このことは、少子高齢化現象が進むことによる「支える者」と「支えられる者」のバランスが崩れ、「支えられる者」の比率が「支える者」を大きく上回ることによるもので、これまで培ってきた社会保障制度を、北欧式の高福祉高負担制度に倣うことなく、日本流の持続可能な制度として維持存続させるためには一定負担の増高はやむをえない、と一人勝手に納得してみたり・・・。

今、団塊の世代に位置する私が最も恐れていることは、「疾病」と「体力の衰退」。この魔物に魅入られると、楽しいはずの人生が・・・。加えて極めて高額の出費が待っている。ならば、『自分の身は自分で守る!』・・・と、決意も新たに!

暴飲暴食の自粛、外出後帰宅時の手洗いと嗽(うがい)の励行、エレベーターの使用禁止、そして暇があればストレッチ体操と歩行の励行、等々・・・、面倒くさがり屋の私としては、時にくじけそうにもなるが、『継続は金なり!』

そして、今日、また格言に出会った!

このころ

継続的相談事業を振りかえって…

【花村 こずえ（評議員）】

相談事業に携わって7年目を迎えます。相談を通して色んなことを学んでいくことが多いです。人権まちづくりセンターでの相談は、生活丸ごと関わることがあり、その中で自分自身が相手を見下してしまったりして、自分の価値観を問い直したりすることがよくあります。

かつて同和対策事業の中で大事にしてきた“生活に差別がある”という視点は、部落問題から見てきたことです。2000年以降、この視点を部落の人だけではなく、この地域で暮らす人に相談事業を通して広げていこうとしてきました。しかし、相談という枠でみてもどれだけ広がってきているのかと考えることもあります。

そういった視点にたって考えるということは、相談に来られた人の生活する視点に立って考えていくということだと思います。その中で、なかなか自立できない状況が見えてきたり、自立するためにやっているのに全部こちら側がやっちゃってしまったり、その人だけでなく家族の生きてきた価値観



が絡んでいたり、地域の中でその人が持つ

ている関係を見たり、いろんなしがらみの中でどうにもならない状況を抱えていたり、自立に向けた意思が持ちきれない状況等…たくさん問題が見えてきます。

こうした問題を一緒に考えて、少しでも安心して暮らせるようサポートできればと日々思っています。

相談の中では、高齢者問題、保護者の問題、若者の問題等たくさんありますが、どの方も地域の中で孤立していることを強く感じます。

若者の問題では、なかなか自立に向けて考えられないことが多く、一つひとつ丁寧にフォローアップが必要なことも感じます。

高齢者では、特に一人暮らしの方が抱えている生活上の問題からの不安が感じられます。

保護者の相談では、みんなそれぞれ子育てについて悩んでおられるのに、そういった悩みを共有したり、お互いが話せる関係がこの地域に必要なと感じます。

どの人も自分の問題を人に言えなかったり、地域の中で支えられたり、支えたりする関係、仲間づくりが本当に必要だと感じます。地域の中で人と人が出会って、つながっていくこと、それを人権という視点で考えていくことがとても大事だと思います。



いま、豊中では… 「就労と教育の現場から」

協会として活動して6年目に入りました。2002年3月末で特別措置法が終わり、大阪府でも同和対策事業は終わりました。これまでの同和対策事業のノウハウを生かした施策がその4月から始まりました。豊中では、総合相談事業を両センターで、進路支援選択相談事業を人権教育企画課が両センターを使って、人権相談ケースワーク事業を協会が受託して両センターで、そして地域就労支援事業を商工労政課が労働会館で行うことにしました。

同和行政・同和対策事業の特徴は、教育・生活・福祉・就労支援などの施策を総合的に行うことにありました。同和対策課や同和教育課は、縦割りで機能する行政内部のコーディネイトをする部局でした。現在、行政が求められている行政の総合化の萌芽があったように思います。最近の国の交付金制度などは部局を横断した計画が求められるものがあります。特措法時代なら同和対策課が調整をしていました。しかし、現在はそうしたことをするところが市役所内部にないと感じます。

新たに創設された一般施策は、総合的な取り組みを行うことを基本としています。

【八塚 勇一（事務局長）】

それと全市を対象とした事業です。本来、課題のあるところに設置をすることが必要で、人権まちづくりセンターを市内にもっと作るべきだと思いましたが、そういうわけにもいけないので、地域就労支援事業を庄内にある労働会館で実施することを求めました。

これまでの取り組みを地域就労支援事業と進路選択相談事業を取り組んでいる現場からレポートをいただきました。豊中における課題を共有できればいいなと思っています。ここ数年、経済的理由で進学を悩む人々への冷たさを感じる出来事が続いています。当事者側から物事を考えることが必要ではないでしょうか。



就労支援相談

月～金曜日 10時～17時
地域就労支援センター(労働会館内)
電話 6334-5211

その (1) 地域就労支援事業

～地域に密着した雇用・就労施策の試み～

◆地域就労支援事業

～全国的にめずらしい雇用・就労政策～

地域就労支援事業は、大阪府発の全国的にめずらしい施策です。「就職困難者等」への支援策を中心に、地域に密着した雇用・就労施策というところが重要です。というのは、今まで雇用政策というところが国が主導するものだと誰もが思っていたからです。日本の雇用システムは比較的安定していたので、たとえば不況地域で国が離職者対策（公共事業など）を行うとか、産業振興策に埋没した雇用開発かをリードするとかで、地域自身が地域を切り口にした雇用政策はあまり必要ではなかったのです。地域の雇用政策に関心が出て



くるのは、バブル崩壊やその後の長期不況からです。

(1) 地域就労支援の背景

地域就労支援事業が、なぜ大阪ではじまったのか？

1つは、深刻な雇用問題に直面したことです。

2つ目に、改正地域雇用開発促進法（2001年）で国は地域レベルの雇用施策

【西岡 正次（豊中市商工労政課）】

の活性化を働きかけたこと、あるいは改正雇用対策法(2000年)によって、地方自治体は地域の実情に応じた雇用政策に対して努力義務を負うことになったこと、地方分権一括法によって、地方における労働行政の一元化、職業安定業務の府から地方労働局への編入などの「変化」があって、大阪府はこれまで他の自治体してきたような「国の政策への依存」ではなく、地域での雇用施策の主体を市町村におき、連携・支援していくという方向をめざしたことです。

3つ目に、就職困難者等の支援というユニークな地域雇用施策が生まれたのは、大阪の雇用システムの課題に対応していたことと、同和対策事業などの貴重な経験があったからです。個別のケースにそった、福祉や雇用の施策を総合化して支援するという発想と経験が活かされているといえます。

地域就労支援事業は、2000年から2001年度にかけて和泉市と茨木市で実施されたモデル事業の中で、基本的なしくみが作られ、2002年度からスタートし、2004年度に府内の全市町村で実施されるようになりました。豊中市は、2003年8月にスタートさせました。

この事業の対象である「就職困難者等」とは誰か？「障害者・母子家庭の

母・中高年齢者・同和地区住民などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げている年齢、身体的機能、家族構成、出身地などのさまざまな要因を抱えるため、雇用・就労を実現出来ない者」と「雇用・就労に関する意識が低い学卒無業者」とされています。（「地域就労支援事業方策検討調査」大阪府 2001年3月）

(2)事業のしくみ

市町村が主体となって、働く意欲や希望がありながらも、就労を阻害する要因を抱えている層＝就職困難者等を、その身近な「地域」でとらえ、大阪府と市町村が連携し、ハローワーク等の地域関係機関が実施する施策も含め、広く雇用・福祉等の関連施策を総合的に活用して、その雇用・就労を支援していくことを目的としています。

市町村は「地域就労支援センター」を設置し、就職困難者等からの相談に応じ、カウンセリングや助言、誘導を行う就労相談（個別ケース支援）を中心にして、職業能力開発事業や雇用・就労創出事業などを実施していきます。個別ケース支援の主体は、「地域就労支援コーディネーター」です。コーディネーターは、大阪府が実施する養成講座の修了資格が必要です。

コーディネーターは、まず相談者との丁寧な面談を通して就労等の課題（阻害要因）を聞き出し（抽出し）、整理することからはじめ、相談者が自主的に就職活動を行えるよう助言します。また職場見学や体験、さまざまな職業能力開発講座

に誘導するなど、積極的な支援を試みます。必要に応じて、市の関係セクショ



ンや関係団体が参加する「個別ケース検討会議」を開き、相談者が抱える阻害要因を克服するため、一人ひとりに適したサポートプランの作成や関係機関への誘導などの支援が行われ、また個別ケースの評価や取りまとめも行われます。

そして、コーディネーターが中心となって、作成されたプランによる支援策、福祉施策等を提供しながら、ハローワーク等に誘導し、就職（多くの地域就労支援センターは無料職業紹介の許可をとっていないため、ハローワークや求人誌等を利用した自主就職）を実現させていきます。のちに、就労支援の結果がハローワーク等による自主就職に頼らざるを得ないことが、就職後の定着等の支援、企業と連携した支援を難しくし、自治体による無料職業紹介の実施につながることになりました。

「個別ケース検討会議」は、コーディネーターのほか、雇用・人権・福祉（障害者・子育て・高齢者・生活保護）・教育の各セクションの担当者やハローワーク等の関係者で構成されています。これは関連施策分野をつなぎ、たとえば「福祉から就労へ」の流れにある福祉部門との連携などを用意し、相談者の事情に即したトータルな支援策を可能にしています。

表1：年度ごとの相談件数

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	計
相談者数	131人	207人	226人	246人	810人
新規相談	131人	156人	145人	185人	618人
相談件数	231件	411件	703件	769件	2114件
就労決定	24人	63人	83人	115人(注)	281人

(注) 6年度就労決定のうち4人は障害者就職ガイダンスでの就労決定

◆豊中市の地域就労支援

(1)相談件数等

本市の地域就労支援センターは2003年8月にスタートしましたが、2006年度までの相談等の推移は表1のとおりで、相談者810人（うち新規相談者618人）、相談件数2114件となっています。

相談者の中で一番多いのが中高年齢者で304人（38%）、続いて母子家庭の母親等で169人（21%）、障害者151人（19%）、若年者93人（11%）、その他93人（11%）となっています。

次に、相談者のうち就労を実現した人は281人で、中高年齢者106人（38%）、母子家庭の母親等69人（25%）、障害者43人（15%）、若年者29人（10%）、その他34人（12%）であった。その雇用形態は、正規雇用（パートを含む）が169人、非正規雇用が112人となっています。

年度ごとの相談件数等は、表1のとおり増加の一途となっています。

(2)若者、障害者のケースから

就労支援の中で、若者と障害者の場合をみてみます。数値は2005年度までのも

のです。

若者の場合、就労した若年者26人のうち、10人が初めての就労でした。いわゆるニートからの脱出であったと思われます。また半数の13人の相談・支援が年度を超えた、長期の支援となっているのも特徴です。

次に障害者の就労ですが、就労を実現した29人の内訳は、身体の方が13人、精神の方が10人、知的の方が6人でした。障害者の就労支援は、「とよなか障害者就業・生活支援（準備）センター」を運営するNPO法人・豊中市障害者就労雇用支援センターなどと協力しながら、サポートプランを進めています。

(注)「とよなか障害者就業・生活支援（準備）センター」は2007年4月に知事の指定を受け（準備）が取れ、「とよなか障害者就業・生活支援センター」となっています。

(3)個別ケースから

次に、地域就労支援の事例ケースをいくつか紹介します。

①大阪府池田子ども家庭センターと夜間中学校の先生から要請を受け、連携して支援した若者のケースです。相談者は人

前でしゃべることができないという事情をかかえ、ハローワークの訪問などを経て来所。当センターでカウンセリングを重ね、現在は対話が少なく済む新聞配達の仕事に就いています。

②若者で「ひきこもり」たったケース。大阪府のしごと館の見学会(催し)への参加を契機に相談・支援が始まりました。相談者はコミュニケーションが難しく、一人で見学できない状況でしたが、カウンセリングと並行しながら、デイサービス・センターの見学会などの体験に誘導し、就労への意識を高めていきました。現在、NPOの障害者就労雇用支援センターのサポートを受けアルバイトに就いています。併せてヘルパーをめざして求職活動を行っています。

③障害者パソコン講座への参加を契機に支援がはじまった若者のケース(知的)。相談や能力開発の支援を続けながら、NPOの障害者就労雇用支援センターでの訓練、アルバイトへの従事を通じて自信をつけ、昨年11月20日の就職ガイダンス(企業面接会)に参加。製造と清掃の2社から内定を獲得しています。このケースは、支援期間が約半年と短いのが特徴です。

④60歳を超えた高齢者のケース。長年の経験を活かそうとハローワークの訪問を経て当センターに来所。カウンセリングを続け、自らの経験・実績などを再認識してもらいながら、モチベーションを高め、求職活動への再チャレンジを促しました。予想以上に早く就労を実現しています。

⑤夫婦ともに相次いで失業したというケース。生活保護を受給しており生活福

祉課とも連携し、生活支援も視野にいれながら対応しました。障害のある夫は就労が長続きしないこともあり、妻を「おおさか人材雇用開発人権センター」の教育訓練に誘導、現在パートで就労を実現し、次のステップを模索しています。

⑥子育てと再就職で悩む母子家庭の母親のケース。出産のため大学を中退。アルバイトの経験もなく、話すことが苦手だとう相談者。男女共同参画推進センター「すてっぷ」と当センターが共同で実施した就労支援セミナーの受講を契機に相談がスタート。「個別ケース検討会議」で「おおさか人材雇用開発人権センター」の販売職の職場見学会に誘導支援のほか、保育などのサポートプランを作成しました。職場見学会を契機に就労を実現しましたが、その後も職場の新しい人間関係への対応や遠距離通勤に伴う子育てなど、仕事定着にむけたサポートを継続。仕事が「面白くなってきた」反面、子育てに時間が取れないなどの悩みや、より安定した仕事への挑戦など、現在もサポートが続いています。



◆無料職業紹介の取組み

昨年11月から国の許可を得て、無料職業紹介事業に取り組んでいます。地域就労支援の経験から、相談者にあった求人

表2 無料職業紹介事業(06.11～07.3)

	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規求職	12人	11人	12人	11人	12人	58人
新規求人	21人	29人	58人	32人	29人	169人
紹介件数	7件	7件	8件	6件	9件	37件
就職件数	5件	6件	8件	3件	5件	27件
地域就労相談	9件	27件	35件	17件	28件	185件

(注) 地域就労相談の項は、月別の新規相談件数

を独自に開拓し、より身近なところで職業紹介することで、面接から定着も含めたサポートを行い、離職のリスクを少なくすること、新しい業種・職種を開拓し、就労の選択肢を増やすことが1つ目の目的です。もう1つは、市内の中小企業の人材確保や活用の支援、市内での雇用創造などの支援を通じて、地域労働市場の改善を図ることで、結果として地域就労支援のマッチング効果を高めたいということです。

2006年度(5か月間)の実績(表2)は、地域就労支援を経て求職者登録をした人が58人、うち紹介できたものが37件、就職決定が27件となっています。一方、求人は、169人の求人を開拓しましたが、マッチングに至ったものが37件でした。ミスマッチが多いのがわかりますが、その多くは職種によるものです。相談者・求職者の希望や能力等にあった求人や職域の開拓が重要になっています。

無料職業紹介は、地域就労支援の新規相談の増加につながっています。無料職業紹介で求職者登録をするには、事前にコーディネーターの面談(簡易カウンセリ

ング)を必ず受けてもらいことにし、面談予約の電話で「就労に向けた支援が必要かどうか」「まずハローワークを活用してもらう方がいいかどうか」などを聞き取りし、面談につなぎます。昨年12月から新規相談が2～3倍になっていますが、潜在的な就労支援のニーズを顕在化することになっています。現在も、面談予約は2～3週間待ちの状態となっています。

◆豊中市の地域就労支援の課題～立ち上げ段階から充実期へ

最後に、地域就労支援からはじまった地域の雇用・就労施策の今後を考えてみます。

1つは、福祉や子育て、若者、教育などの施策分野との連携・協力をどう進めるか、という課題です。それぞれの分野で就労や自立支援が重要なテーマになっていますが、それらの成果や課題をつなぎ、市全体としての支援の向上をはかること、あるいは各分野の支援、得意とする支援を、当事者の意向や状況にあわせて、うまくつないでいくことが問われています。たとえば、障害者の就労支援の場合、生活支援との連携が欠かせません。

阪府育英会や日本学生支援機構の予約申請をしており、なおかつ時間的余裕のある場合は入学金の分割、延納などで「ヒューファイナンスおおさか」のつなぎ融資が実現して進路が確保できる場合です。うまくいかないケースで多いのは最近の社会事情が見事に顕れているサラ金等で多重債務に陥っている場合です。子どもには家庭の事情が十分に伝わっておらず、指定校推薦で高額な学費が要る専門学校や大学が早い時期に決まる場合は非常に苦しいです。

そこに府育英会や日本学生支援機構の申請をしてないとなると進路どころではありません。入学できたとしても資金ショートが目に見えるので、進学を一年延ばして親の民事再生に入るというケースもありました。

また生活保護家庭の相談を多く受けるのですが、現在は生業扶助のおかげで、奨学金と合わせて、私立高校への進学も経済的にかなり楽になっていると思います。従来なら何が何でも公立ということで本人の希望を二の次にした進路決定があったと思いますが、私学の入学金の延

納が可能になったことと合わせて、本人の希望がかなり通るようになったと思います。

したがって、相談そのものは比較的うまく収まるのですが、生活保護家庭、特に母子家庭の母親にとって、話を聞いてあげることが重要な場合もあります。生活保護の事は内に秘め、孤独な人がかなりあり、直接子どもとのかかわりのない相談員に思いを打ち明けることで胸のつかえがおりたという方が何人もあります。相談員研修で「傾聴」の重要性があったのですが、まさにその通りだと思います。

■課題として

情報の必要とする人のところに情報が届いていないのを毎年感じます。相談に来られた時には奨学金申請の時期が遅すぎている場合が相変わらずあります。現場では取り組まれているんですが、必要とする子どもはいろんな問題が重なって、欠席等あって伝わっていない場合もあるようです。今後は現場に働きかけ、連携していく取り組みが要求されていると思っています。

相談日・時間・場所

月・水・木・金曜日 16時45分～18時45分
 蛍池人権まちづくりセンター 電話 6841-5326
 月・水・金曜日 17時～19時
 豊中人権まちづくりセンター 電話 6841-1313

2つ目は、ゴールとなる仕事、求人企業、職域が十分あるかどうか、という問題です。有効求人倍率という言葉を知ったことがあるでしょう。大阪府全体の求人倍率は1を超えていますが、豊能地域に限ると残念ながら、求人が足りない状況です。障害者施設や団体などでも求人の開拓が大きな課題になっています。個人の



事情に応じた「多様な働き方」をどう用意して

いくか、企業経営者の努力だけでなく、働く現場の改善・改革と一体となった「多様な働き方」の創出が求められています。そして、そうした面からの企業のサポートが重要なテーマになっています。

3つ目が、先の求人開拓と関係していますが、雇用そのものを新たに生み出す雇用創造という取り組みです。企業を誘致したり、新規の事業を立ち上げる、起業などを、雇用や人材育成の面から促進することが大事になっています。国は、地域雇用開発促進法等を改正し、「地域」を切り口にした、雇用創造・地域再生を重点化しつつありますが、地域においても、そうした発想と取り組みが求められています。

その（2）進路選択支援事業

～豊中人権まちづくりセンターでの相談から～

■はじめに

2002年度に進路選択支援モデル事業としてスタートしたこの事業も6年目を迎えました。当初は府下の希望する市町村で始まったものが2005年度からは本格事業となり、府下のすべての市町村で実施されるようになりました。

豊中でのスタートは、豊中・蛍池両人権まちづくりセンターでの1名ずつの相談員の配置でした。豊中人権まちづくりセンターでの開始は、私自身、地域とのかかわりのない中での取り組みであり、何から手をつけてよいのか見当が付きませんでした。

したがって、初年度はただ相談者の来訪を待つという状況でしたが、教育委員会の中学校現場へのアピール等により、少しずつ事業が認知されるようになってきました。中学生の保護者からの相談は多いのですが、市民に知られるようになってからは、相談者の範囲もずいぶん広くなり、相談内容も多様化してきました。

■最近の取り組み事例から

相談を進めていく中で、当然うまく解決するケースもあれば、残念な結果になる場合もあります。うまくいったケースは大

楽遊ガイド

「大阪のおばちゃんの声聞いてみました」の街頭インタビューの定番、天神橋筋商店街のそぞろ歩き、古本屋さんめぐりで出会ったこと。

日本一長い？といわれる、1丁目から6丁目まで、アーケードつきのこの商店街は、部落解放大阪府民共闘会議のあるPLP会館が3丁目にあるので、昔から通ってはいましたが、親しみを持って歩きだしたのは、一軒のちっちゃな古本屋さんとの出会いからでした。

キム チョンミ(金静美)さんの『水平運動史研究－民族差別批判』(1994年・9270円)が発行されてすぐ、この店の棚に7000円で見つけたのです。もちろんすぐ買いもとめました。「出たとこの本がなんでこんな値で売れるん？」というのが、大将とのはじめての会話でした。文庫、新書で1000円…、単行本が2000円…という時代、少しでも安く手に入れることができるのは魅力です。以来、気になる単行本があるとのぞくようになりました。

つい先日、6か月ぶりに心・身(金は別ですが)ともに余裕があったのでのぞきました。印刷屋さんが2丁目にあるので、足繁く通ってはいたのですが、気分的余裕がないとのぞく気にはなれません。『イラク占



領一戦争と抵抗』(パトリック・コバーン)を探したのです

【石原 敏(評議員)】

が、ここんところと見かけることのない、運動関係の本が目につきました。古本の世界も世相を反映していて、ボクの好む真ん中より「左」の本は少なくなっています。

寺本知さんの『魂の糧－にんげんを求めて』(1997年)があったのには驚きました。こんな時は困ってしまいます。蔵書印でもあって(メモはもちろん、手紙がはさまっていたこともありましたが)、万が一、知ってる人やったら…と手にとるのを躊躇してしまいます。結局、『部落問題 資料と解説第3版』『マスコミと差別語の常識』『水平社の原像』と関心を持っている「右翼」関連とジェンダー本を買ってしまいました。

大将に「これ…」と差し出すと「〇〇千円でよろしいわ。昔はひどかったですなあ。私も故郷(くに)で経験したことがありますわ。物をやりとりしたときに「ザルをさし出され、ここに入れてくれ、と言われたことがありますわ」と。「ンッ？」と思っていたら「今はようになって逆ですけども…」と続いたので、ボクが聞いていた「ザルに代金を入れて渡すことを強いられたり、洗われたりした」こととは逆のことも強いられていたのか、と改めて部落差別の不条理を思いました。

「故郷(くに)はどこ？」とは聞けずに「大

将いくつですか」「ワシはもう80を越えてますがな。去年からよう新聞にのりますなあ」「ようなって逆ちゆうこともおまへんで…。悪いことはここぞとばかり書いてくれるけど、エエことはなかなか書いてくれまへんで…。新聞も行政も自分のこと棚にあげて、ようやってくれますわ」……。大将との会話はこれからどう続いていくのか…です。求めていた本は結局新刊で大枚をはたいて買いました。イラクの状況を伝えてくれ、価値は十分にあり、日本語訳に首をかしげるところがありますが関連本では出色です。

さて、商店街にもどります。普通に歩いて40分、ゆっくり歩いて60分、時々お店をのぞいて80分、飯を食い、気になる路地を探策するなら半日でも…。・動”の6丁目からか・静”の1丁目からかは好き好きですが、6丁目から1丁目に向かうことをお勧めします。環状線天満駅までは道幅もせまく、人通りも多く雑踏ですが、インタビューのメッカ、駅下のキャベツ焼きあたりからは通り幅も広くなり、歩きやすくなります。TVクルーに出会うことも…。周辺には天満市場、関西テレビ、キッズプラザ、扇町公園などがあります。

大阪の古本屋といえばTといわれる店の支店もあります。銃砲店や刃物屋の老舗もあります。国道1号線を越えると天満の天神さんが近づきます。右に超有名な行列のできるコロツケ屋さんがあり、左に昨年オープンした、落語の定席「天満天神繁昌亭」が見え、時間によっては出囃しが聞こえます。ツアーコースにも入っているのか、アジアからの観光客の一団と出会うこともあります。1丁目が近づくにつれ人通りが少なく静かになり、両側に目につく珈琲屋さんで一休みするのもよし、天神さんの境内で静かさにひたるのもよしです。

増えつづけるシャッター商店街が社会問題化される昨今、店変り、様変りはあるものの元気が伝わる商店街です。パチンコ屋さんの喧噪やミナミで問題となっている「呼び込み」が見あたらないのもいいです。



情報BOX とよなか

人権文化のまちづくり講座（参加無料）

テーマ：「パレスチナから考える平和と人権」

はなし：清末愛砂さん（パレスチナの平和を考える会）

とき：8月10日（金）午後7時～9時

ところ：豊中人権まちづくりセンター

同時開催：パネル展「いま、世界では～パレスチナに生きる人々～」

8月1日（水）～8月15日（水）

蛍池地域から

姫路市指定重要無形文化財「別所西獅子舞」 体験学習会

3月31日～4月1日、太鼓サークルのメンバーを対象に、伝統芸能を学ぶ機会として姫路市別所西に伝わる「獅子舞」の体験学習を行いました。別所西獅子舞は、道中舞・氏参り・神楽の舞・曲の舞・天の舞・花の舞・合の山・棒の舞・蝶の舞・刀の舞・毬の舞・岡崎の舞から構成されています。

31日は別所西獅子舞保存会のみなさんから挨拶を受けて、持参していたダンボールの箱で作った、獅子頭の代用品を使用し、笛グループと獅子舞グループに分かれて指導を受けました。

舞のグループでは「鼻を下げないで、上げたまま8の字を描くように大きく鼻を動かす」「獅子が右端に行ったときには右目を上げ、左端のときは左目を上げる、そうして目を利かせた時には少し止まる」など細かく注意点を指摘していただくことで獅子頭の動きが段々良くなりました。

その後、獅子舞全体の動きを指導していただき、「蛍池の子ども達は気持ちを入れようとするあまり、足の踏み出しに力を入れすぎている」と声をかけてもらい、「踏み出しを大きく出していくことで、次の動きがしんどくなり獅子が流れていき、獅子が落ちていくので踏み出しを大きく出さない」など一舞毎に注意点を言ってもらうことで、躍動感あふれる獅子舞になりました。

笛のグループは、楽譜をもらい何度も練

習しました。途中から1人ずつ吹いていきましたが、事前に練習していたこともあり、別所の方達からほめていただきました。

4月1日は日曜日ということあってか保存会の方たちが多く来られていました。現地の中学生も一緒に2人1組になり練習を行いました。獅子頭の持ち方について、右手が頭の上の方を持っていたので、下の方を持つようにと注意をされましたが、下方を持つことで、鼻先の幅を出すことが大事であると教えていただきました。

その後、笛に合わせて練習を行いました。が、笛(曲)を覚えきれていない事から、獅子の動きは笛に遅れていたりして、そこから無理をして合わせにいつているので、動きがうまくいっていないということも話をしてもらいました。

最後に「練習を重ね蛍池流にアレンジし、よりよい獅子舞を舞えるように」と声をかけていただきました。



【福島 智子(事務局)】

豊中地域から

「夏まつり」

「差別・人権」をキーワードに人とのつながりを…

7月21日（土） ごご6じ～9じ

克明小学校運動場（雨天22日）

「ひと・まち・であい夏まつり」も今年で7回目。昨年は雨で中止になりましたが、今年はさらに多くのひとに楽しんでもらえるように実行委員会も始まっています。

部落解放という目標は変わらないものの人権文化があふれるまちづくりによって実現しようと2001年に解放会館を人権まちづくりセンターに変えたとき、これまで行ってきた取り組みの見直しをしました。

まちには様々なひとが暮らしています。そのひとが交流する場として夏まつりを創ろうということで、これまでも協力していただいていた団体も含めて、地域の団体に協力を呼びかけたところ、多くの団体に実行委員会に参加してもらいました。2回目からは、克明社会福祉協議会と一緒に呼びかけることになり、さらに多くの参加者が増えました。

年々実行委員会に協力していただく団体も増え、参加者も増え続けてきました。今年は、宝山町に開設された特別養護老人ホームの「ロココ豊中」にも参加いただくことになりました。

「ひと・まち・であい夏まつり」は、7月21日(土)午後6時から克明小学校の校庭で行います。具体的な内容はこれから、

参加している団体と一緒に実行委員会で創っていきます。地域の子どもから大人までが出演する出し物があり、盆踊りをし、飲み、食べ、話し、遊び、交流する夏まつりとして今年も多くのひとと創っていきます。

人権文化のまちづくりは、様々な人々が知り合い、交流し、理解し合う場をいろいろな活動の中から創り、継続していくことの中から生まれてくると思っています。一つひとつの取り組みがバラバラでなく、相互に関係するものにしていくことが必要です。様々なひとが地域に住んでいることを実感できるような取り組みになるようにしていきます。



写真：第5回より（05.7.23/ 轟木公園）

【島田 勝彦（理事）】

報告

向井さんのあつい想いときびしい
指摘を共有しつつ...

～第2回「部落問題は今、研究会」より～

3月20日、豊中人権まちづくりセンターで、かつて部落解放同盟大阪府連の書記長を務められた向井正さん（解放同盟日の出支部）を招いて、第2回「部落問題は今、研究会」を行いました。向井さんは、21年前に突然の病に倒れられ、闘病生活を余儀なくされ、今もきびしい健康管理の日々にありますが、部落解放運動への熱い想いをもちつつおられます。

「飛鳥会事件」（以下「事件」と記す）は、私たちに頭から冷や水をあびせかけました。「事件」をどうとらえ、どう超えるのか、「部落解放運動を見つめ続けて思うこと」と題して、1時間あまり話していただき、参加者との意見交換を行いました。

■「事件」は“「痛恨の極み」だが、府連書記長をしていた期間と「事件」の主役である小西さんが支部長を務めていた時代とは重なり、怒りとともに責任を痛感している。

■解放同盟として、いろんな場で謝罪を繰り返しているが、いずれも内輪・内向きのもので、やはり社会的にすべきだ。

■「飛鳥会事件」のあと、早い時期に記者会見して、大阪市民・府民・国民に謝

罪し、再生への決意を示すとともに、部落差別がなお生きていることを訴えるべきだった。



■現職の解放同盟支部長の犯罪を「えせ同和行為」ととらえることが運動や組織の責任をあいまいにしている。「えせ」をつけたいのなら、「えせ部落解放運動」と言うべき。

■これまで部落解放運動は、反差別共同闘争や義務教育・教科書無償の闘い、統一応募紙のとりくみ、生活保護費の男女格差是正、育英会の成績条項撤廃、国際人権諸条約批准、人権条例の制定、人権教育啓発推進法の制定、人権のまちづくり運動をとりくんできたが、「飛鳥会事件」はこれらをふきとばしてしまいかねない。

■「事件」に便乗したメディアの部落差別の拡大は許されないし、関大阪市長の「同和」行政＝特別対策、不祥事の原因＝「同和」行政という考えはまちがっている。

■信頼回復のためには、言うだけ・書くだけでなく、あたりまえのことをきちんとやることが大事だ。

などと話され、最後に「これからも遅れないように！まちがわないように！やっていきたい」と向井さんらしいきまじめな言葉で結ばれました。

【雑感1】

「事件」と向き合い、引き受ける

久しぶりに話を聞きましたが、率直な語り口は健在でした。物事はつぼをはずさないことが大切ですが、向井さんの指摘はそれをきちんとおさえていたと思います。部落解放運動85年の歴史と、人々の叡智にかけて、状況をかえるための議論をおこし、再生への確かな一歩をふみださなければならないと改めて思いました。

「ピンチをチャンスに！」は危機に際しての常套句ですが、しかし、それらは一つ間違ると、問題と向き合うことを避けて、その場しのぎのアリバイ的な処方箋で問題をかわすことといった対応を生みかねませ



ん。「事件」をジブンゴトとして引き受け、膿みを出し切るような責め苦を自らに課す姿勢が大事です。

「事件」に対する一人ひとりの認識や対応が問われることはもちろんですが、向井さんがおっしゃるように、「事件」を部落解放運動とは無縁な「えせ同和行為」として切り捨てるのではなく、部落解放運動自らの内から生み出したものという認識からスタートしない限り、他人事で終わってしまいます。

だから、それぞれの場所で、わたしだからできること、わたしがしなければならないことがあるはず。このことは肝に銘じておきたいと思います。

【雑感2】

真価が問われるのはこれから

早いもので「事件」から1年が過ぎました。何が・どう変わったのか？あるいは変わらないままであるのか？を検証し、世に問うことが必要です。信用や信頼を築くのは簡単ではありませんが、失うことは一気、それを回復するのは旧来の幾層倍ものエネルギーが必要です。

そのことを考慮するならば、機を逸することのない的確な対応・アクションが必要です。

もう一つ思うことは、内閣同和对策審議会答申(1965年)と特別措置法(1969年)に始まる行政闘争の功罪ということだ。

これらが被差別部落の姿を劇的に変え、部落外との較差是正という大きな成果をあげたことは誇っていいと思います。

しかし、その一方で、手段であった事業が目的化し、目的とした解放がなおざりにされるというマイナスや、行政依存という悪しき體質をはびこらせました。これ



らは運動の自律と浄化によって克服されるべきはずでしたが、いわば骨の髄まで侵されていたのかもしれませんが。

その意味では、「事件」は特別な事件ではなくて、私たちの身の回りにもその根はあるとも言えます。だから、決して「対岸の火事」ではないし、「事件」が私たちに問いかけているものをしっかりつかみ、部落解放運動とは何かを改めて考えあうことが必要だと思います。

【佐々木寛治（事務局）】

情報BOX

とよなか

2007年度 第1回「人権サロン」

「私と部落と部落解放運動、そして、解放への展望」

【はなし】

上原善広さん（ノンフィクションライター）

6月15日（金）

午後7時～9時

豊中人権まちづくりセンター

500円（参加費）

上原さんにとって部落とは何か？部落解放運動とは何か？自身の中にある“ムラ”を通して語っていただきます。また、さまざまな取材を通して描いてきた解放への展望について問題提起をしていただき、一緒に考えたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

資料室だより

豊中人権まちづくりセンターの2階にある資料室では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出については全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。

新着図書のご案内

■ぼくはアメリカを学んだ

鎌田 遵 岩波書店 2007年1月

■中世賤民の宇宙 ヨーロッパ原点への旅

阿部 謹也 筑摩書房 2007年2月

■スウェーデン・ノーマライゼーションへの道

ジョーラン・グラニンガー 現代書館 2007年6月

■障害者とその家族が自立するとき

「障害者自立支援法」批判

相沢 与一 創風社 2007年2月

■コリアン部落

上原 善広 ミリオン出版 2006年5月

■ありがとうシンシア

小田 哲明 講談社 2004年7月

■介助犬シンシア

木村 佳友 新潮社 2003年11月

■介助犬シンシア物語

毎日新聞大阪本社 大和書房 2003年2月

■利用時間

月曜日～土曜日

8時45分～17時15分

(日曜日・祝日・年末年始

はお休みです)



人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛭池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

2007年度最初の機関誌をお届けします。3月30日と5月14日に評議員会を開き、今年度の事業計画と予算を、前年度の事業報告と決算をそれぞれ審議・承認していただきました。部落問題や同和行政をめぐる状況は流動的ですが、それだけに協会の果たす役割はより大きくなってきています。この1年も役員・事務局一同、力をあわせてまいりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願いいたします。昨年度に豊中で確認された差別事件・事象は7件(同和地区問い合わせが1件、部落差別落書きが2件、部落差別ビラが1件、民族差別発言が2件、部落差別投書が1件)でした。水面下にはこの何倍もあることが推測されますが、関係機関と連携して被害者および加害

者への対応とアプローチ、背景分析、現場でのとりくみのサポートなどを行って来ました。鬱屈した気持ちのはけ口として、利害がからんだときの決まり文句として、相手をやりこめる言葉として、差別が機能していることがわかります。早速ですが、第1回「人権サロン」の案内を同封しました。上原さんは私も初めてで、楽しみにしています。ぜひご参加ください。また、賛助会員のおねがいと振替用紙を同封させていただきましたので、よろしく願いいたします。協会のとりにくみや事業についてのご意見・ご要望等ありましたら、ぜひお寄せください。機関誌の感想・原稿等も歓迎いたします。次号は9月発行です。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806